水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準として 環境大臣が定める基準の設定に関する資料

プロパルギット (BPPS)

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=プロパ-2-イニル						
(IUPAC)	=スルフィト	=スルフィト					
分子式	$C_{19}H_{26}O_4S$	C ₁₉ H ₂₆ O ₄ S 分子量 350.5 CAS NO. 2312-35-8					
構造式		(CH₃) ₃ C-	-°	O -OSOCH₂C≣CH		

2. 作用機構等

プロパルギット(BPPS)は、亜硫酸エステル構造を持つ殺ダニ剤であり、その作用機構はミトコンドリア内で呼吸・酸化的リン酸化をつかさどるATPアーゼの阻害及び神経伝達物質である生体内アミン物質を酸化分解するモノアミン酸化酵素の阻害である。

本邦での初回登録は1967年である。

製剤は水和剤及び乳剤が、適用農作物等は果樹等がある。

原体の輸入量は、10.8t(平成 26 年度^{*})、22.5t(平成 27 年度^{*})、19.9t(平成 28 年度^{*})であった。

※年度は農薬年度(前年 10 月~当該年 9 月)、出典:農薬要覧-2017-((一社) 日本植物防疫協会)

3. 各種物性

外観・臭気	黄褐色粘稠油状液体、強い 甘味臭	土壤吸着係数	試験溶液への溶解が検出限界 値より低いため、測定不能
融点	0℃	オクタノール /水分配係数	logPow = 5.70
沸点	約 210℃で分解のため 測定不能	生物濃縮性	BCFss = 775 (3.1 μ g/L)
蒸気圧	<4.04×10⁻⁵ Pa (20℃)	密度	1.1 g/cm³ (20°C)

加水分解性	半減期 17-18 日 (25°C、pH3) 2.5 日 (45°C、pH3) 120-702 日 (25°C、pH5) 331 日 (25°C、pH6) 54 日 (45°C、pH6) 48-78 日 (25°C、pH7) 1 日 (25°C、pH9) 2-3 日 (25°C、pH9) <1 日 (45°C、pH9)	水溶解度	630 μg/L (25°C)	
水中光分解性	半減期 134-140 日(滅菌緩衝液、pH5、25℃、720-800W/m²、290-800nm) 9.06 日(東京春季太陽光換算:18.8日) (滅菌自然水、pH7.00、25℃、20.6-27.6W/m²、280-500nm) 4 日(東京春季太陽光換算:22日) (滅菌自然水、pH7.69、25℃、534.2W/m²、300-800nm)			
рКа	>12			

Ⅱ. 水産動植物への毒性

1. 魚類

(1) 魚類急性毒性試験 [i] (コイ)

コイを用いた魚類急性毒性試験が実施され、96hLC50 = 67 μ g/L であった。

		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- 1-1-1 (10)	/I II / I		
被験物質	原体					
供試生物	コイ (Cypr.	inus carpio)	10 尾/群	4		
暴露方法	流水式					
暴露期間	96h					
設定濃度 (μg/L)	0	45. 4	68. 1	102	153	230
(有効成分換算値)						
実測濃度 (μg/L)	0	34. 7	49.5	64. 1	91. 3	109
(算術平均値、						
有効成分換算値)						
死亡数/供試生物数	0/10	0/10	0/10	4/10	10/10	10/10
(96h後;尾)						
助剤	DMF 0.1ml	L/L				
LC_{50} (μ g/L)	67(95%信	頼限界 50-	91) (実測	濃度(有効	成分換算値)	に基づく)

表 1 魚類急性毒性試験結果

2. 甲殼類等

(1) ミジンコ類急性遊泳阻害試験 [i] (オオミジンコ) オオミジンコを用いたミジンコ類急性遊泳阻害試験が実施され、 $48hEC_{50}$ = $13~\mu$ g/L であった。

表2 ミジンコ類急性遊泳阻害試験結果

被験物質	原体					
供試生物	オオミジン	/コ (Daphni	ia magna)	20 頭/群		
暴露方法	流水式					
暴露期間	48h					
設定濃度(μg/L)	0	5. 6	11	23	50	100
(有効成分換算値)						
実測濃度(μg/L)	0	3.6	12	14	46	72
(算術平均値、						
有効成分換算値)						
遊泳阻害数/供試生	0/20	3/20	7/20	9/20	19/20	20/20
物数 (48h 後;頭)						
助剤	アセトン	0.1mL/L				
EC ₅₀ (μg/L)	13(95%信頭	頼限界 9.9-	-17) (実測	濃度(有効症	成分換算値)	に基づく)

3. 藻類

(1) 藻類生長阻害試験 [i] (ムレミカヅキモ)

 $Pseudokirchneriella\ subcapitata\ を用いた藻類生長阻害試験が実施され、72hErC_{50} > 241\ \mu\ g/L\ であった。$

表 3 藻類生長阻害試験結果

被験物質	原体					
供試生物	P. subcapitata 初期生物量 0.5×10 ⁴ cells/mL					
暴露方法	振とう培養					
暴露期間	72h					
設定濃度 (飽和溶液	0	22	10	4.6	2. 2	1.0
からの希釈倍数)						
実測濃度 (μg/L)	0	_	29	62	108	241
(幾何平均値)						
72h 後生物量	167	175	172	155	149	117
$(\times 10^4 \text{cells/mL})$						
0-72h 生長阻害率		-0.8	-0.6	1.3	2.0	6.5
(%)						
助剤	助剤 なし					
ErC_{50} (μ g/L)	ErC ₅₀ (μg/L) >241 (実測濃度 (有効成分換算値) に基づく)					

Ⅲ. 水產動植物被害予測濃度(水產 PEC)

1. 製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム((独)農林水産消費安全技術センター)によれば、本 農薬は製剤として水和剤及び乳剤があり、適用農作物等は果樹等がある。

2. 水産 PEC の算出

(1) 非水田使用時の PEC

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法(下表左欄)について、第1段階のPEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

表4 PEC 算出に関する使用方法及びパラメーター (非水田使用第1段階:河川ドリフト)

PEC 算出に関	する使用方法	各パラメーターの値			
適用農作物等	果樹	I: 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g/ha) (左側の最大使用量に、有効成分濃度を 乗じた上で、単位を調整した値 (製剤の密度は 1g/mL として算出))	2,800		
剤 型	30%水和剤	D _{river} :河川ドリフト率 (%)	3. 4		
当該剤の単回・単位面積当たりの	933mL/10a (750 倍に希釈した	Z _{river} :1日河川ドリフト面積(ha/day)	0. 12		
最大使用量	薬剤を 10a 当たり 700L 散布)	N _{drift} : ドリフト寄与日数 (day)	2		
地上防除/航空防除 の別	地上防除	Ru: 畑地からの農薬流出率 (%)	1		
使用方法	散布	Au:農薬散布面積 (ha)	_		
使用万依	FIX 1TI	fu: 施用法による農薬流出係数 (-)	_		

これらのパラメーターより、非水田使用時の PEC は以下のとおりとなる。

非水田 PEC _{TierI} による算出結果	0. 044 μg/L
----------------------------------	-------------

(2) 水産 PEC 算出結果

(1) より水産 PEC は 0.044 μg/L となる。

IV. 総 合 評 価

1. 水産動植物の被害防止に係る登録基準値

各生物種のLC50、EC50は以下のとおりであった。

無類 [i] (コイ急性毒性) 96hL C_{50} = 67 μ g/L 甲殻類等 [i] (オオミジンコ急性遊泳阻害) 48hE C_{50} = 13 μ g/L 藻類 [i] (ムレミカヅキモ生長阻害) 72hEr C_{50} > 241 μ g/L

魚類急性影響濃度 (AECf) については、魚類 [i] の LC_{50} (67 μ g/L) を採用し、不確実係数 10 で除した 6.7 μ g/L とした。

甲殻類等急性影響濃度 (AECd) については、甲殻類等 [i] の EC_{50} ($13 \mu g/L$) を採用し、不確実係数 10 で除した $1.3 \mu g/L$ とした。

藻類急性影響濃度(AECa)については、藻類 [i] の ErC_{50} (>241 μ g/L)を採用し、>241 μ g/L とした。

これらのうち最小の AECd より、登録基準値は 1.3 μ g/L とする。

2. リスク評価

水産 PEC は 0.044 μ g/L であり、登録基準値 1.3 μ g/L を超えないことを確認した。

<検討経緯>

平成 29 年 10 月 13 日 平成 29 年度水産動植物登録保留基準設定検討会 (第 4 回) 平成 30 年 12 月 7 日 平成 30 年度水産動植物登録基準設定検討会 (第 5 回)